

ストレスチェック(労働安全衛生法 66 条 10)

今まで努力義務であった常時 50 名未満の労働者を使用する事業者についても、ストレスチェックの**実施が義務**付けられます(改正法公布後3年以内)。

(参考:厚生労働省「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38890.html)

当センターでは紙面での回答の他、スマートフォン等で簡単に回答が出来るQRコードでの回答をお勧めしており、日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・タガログ語に対応しております。

紙面回答:990 円 ・ Web/QR 回答:440 円
集団分析 2,200 円

【ストレスチェック制度とは】

ストレスチェック制度とは、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善に繋げることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的としています。

厚生労働省ホームページより